

平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

府 省 庁 名 厚生労働省

No	1		
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
見直し項目名	無料低額老人保健施設に係る減免措置の規定の見直し		
見直し内容(概要)	<p>○無料低額老人保健施設については、生活保護を受けている者及び介護保険施設サービスに係る費用の10%以上を減免した利用者の人数が、全利用者数に占める割合に応じて、固定資産税が減免されることとされている。</p> <p>○この割合を算定するに当たり、</p> <p>(1) 現行の地方税法施行規則第10条の7の3第7項第2号においては、介護報酬の対象となるサービス費の額の10%以上を減免した利用者の人数を基に算定することとされているのに対し、</p> <p>(2) 厚生労働省社会・援護局長通知（平成13年7月23日、社援発1277・老発275）で示している事業運営基準においては、介護報酬の対象となるサービス費及び日常生活費の合計額の10%以上を減免した利用者の人数が全利用者の10%以上を占めることとしており、両者に齟齬が生じている。（厚生労働省の基準に基づいて算定する方が、多額の費用を減免する必要があり、法人にとってはより厳しい基準となる）</p> <p>○いくつかの自治体に照会したところ、実態としては、厚生労働省の通知に基づいて算定を行っているとのことである。</p> <p>○そこで、今回、自治体における実態に合わせ、地方税法施行規則の改正を行うことを要望する。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第348条第2項10号の6 地方税法施行令第49条の15第2項6号 地方税法施行規則第10条の7の3第7項第2号 厚生労働省・社会援護局長通知（平成13年7月23日、社援発1277・老発275） 〕		
増収見込額	地方税法第348条第2項10号の規定を自治体における実態に合わせるものであり、実際の増収はない。 (-) (単位：百万円)		
廃止又は縮減の理由	該当規定が、自治体において長年行われてきた取扱いに比べて緩い基準となっているため、実態に合わせる必要がある。		